

裁 決 書

審査請求人

宇都宮市

処分庁

宇都宮市社会福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）が平成26年6月11日に提起した上記処分庁の保護変更決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

平成26年4月14日付け宮社福生第29642号により処分庁が行った保護停止の解除に係る保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）を取消す。

理 由

1 事 実

- (1) 処分庁は、平成26年3月28日に、同年1月1日付け生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条に基づく保護停止処分を行い、請求人に対し保護停止決定通知書を交付した。
- (2) 処分庁は、請求人に対し、同年4月14日付け保護の停止を解除する本件処分を行った。

2 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであり、請求人は、このことから本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

ア 平成26年1月24日に請求人は処分庁に出向き、平成25年12月末に約70万円の給与収入があったことについて口頭により申告した。

イ 処分庁は、下記3(2)に記載のとおり、その給与収入額から約7ヶ月間保護を要しない状態が継続する見込であると主張しているが、その収入を得るために必要な経費が勘案されていない。給与の手取額は約50万円である。

ウ 平成26年3月27日に請求人は処分庁に出向き、担当職員から1月1日付けで保護停止とする旨の説明を受けた。その際、担当職員は、請求人の手持金が219円、通帳の残高8,707円であることを確認した。

エ 3月28日、請求人は再度処分庁に出向き、1月1日付け保護停止となる決定通知書を受け取ったが、停止とする期間は記載されていなかった。

オ 4月1日は保護費支給日であったが、体調が悪く受取りに行くことができなかった。

カ 4月14日に、請求人が4月分の保護費を受取るため処分庁へ出向くと、担当職員から本日付けで保護の停止を解除する旨の説明を受け、本件処分がなされた。

キ 4月分の保護費は満額受け取れると思っていたところ、4月14日からの日割りにより計算されていた。保護の停止扱いが4月分の保護費を受取る日まで継続されることは知らなかったため、とても困惑した。

ク 担当職員は、3月27日時点での請求人の手持金が非常に少なく、生活困窮状況にあることを知り得たにもかかわらず、保護の停止を解除しなかったのは違法又は不当である。

ケ したがって、4月14日になされた本件処分を取り消し、3月27日付けで保護の停止解除がなされ、3月27日から4月13日までの保護費が支給されるべきである。

3 処分庁の主張及び理由

処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、本件審査請求を棄却する裁決を求めるものである。

(1) 平成26年1月24日に、請求人から平成25年12月末に約70万円の給与収入があったことについて口頭により申告があったものの、現在は退職した旨の報告を受けた。その後、処分庁は、請求人に対し、再三にわたり給与明細書を提出するよう指導したが、請求人はその指導に従わなかった。

(2) 3月20日になって、請求人から給与明細書が提出された。その収入額と最低生活費を比較し、約7ヶ月間保護を要しない状態が継続する見込であると判断した。

(3) 保護の停止又は廃止の取扱い基準については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問第10の12において示されており、おおむね6ヶ月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときは保護を廃止すべきとという基準が示されていることから、本来であれば、保護廃止することが適当であった。

(4) しかし、3月28日の時点で、給与収入を得てから約3ヶ月が経過しており、請求人の手持金が減少しているであろうことを配慮し、廃止ではなく、やむを得

ず法第26条に基づく保護停止処分を行うに至ったものである。

- (5) なお、前述の課長通知問第10の12において、停止とする場合は停止期間をあらかじめ定めることとされているが、請求人が再び保護を要するときに適切に保護することができるよう手持金の減少を把握した時点で停止解除するため、取
えて定めなかった。
- (6) 請求人に対し、手持金が減少したことを理由に生活が困難な状況になった場合
は、停止を解除する旨、複数回説明を行っている。
- (7) したがって、保護の停止を解除する本件処分は、請求人の実情を十分勘案し適
正に行ったものであり、請求人の主張には理由がないため、本件審査請求につい
て棄却を求める。

4 事実の認定

- (1) 平成26年1月24日に請求人は処分庁に出向き、平成25年12月末に約
70万円の給与収入があったことについて口頭により申告した。その際、既に退
職している旨について併せて報告した。
- (2) その日以後、処分庁は、請求人宅への家庭訪問や架電を複数回行ったが、請求
人とは連絡が取れない状態が続いた。
- (3) 3月7日に、処分庁は、請求人の収入状況及び生活状況が確認できないため、
ケース診断会議を開催し、法第27条による文書指導を行う決定をした。
- (4) 3月11日に、処分庁は、収入状況、家賃支払状況、生活実態及び連絡を取ら
なかった理由を文書にて報告すること、並びに3月17日に来所するよう指示す
る旨の法第27条に基づく指導指示書を請求人宅に差し置いた。
- (5) 請求人は、来所するよう指示があった3月17日に来所しなかった。
- (6) 同日に、担当職員が請求人宅を訪問したところ、請求人は在宅していた。請求
人は、来所しなかった理由について指導指示書には気付かなかったと述べ、改め
て3月20日に来所すること約束した。
- (7) 3月20日に、請求人が来所し、給与明細書及び法第27条に基づく指導指示
に対する回答書を提出した。担当職員は、給与明細書から、給与総支給額を確認
した。
- (8) 3月27日に、請求人が来所し、担当職員は、遡及して1月1日付け保護停止
にする旨の説明をした。また、その際、担当職員は請求人の3通の通帳をコピー
し、現在の預金残高合計が8,707円であることを確認した。
- (9) 3月28日に、請求人が来所し、処分庁は、請求人に対し、1月1日付け保護
停止処分とする保護停止決定通知書を手交した。
- (10) 4月14日に、請求人が来所し、請求人から手持ち金の減少により生活が困難
になったと申し出があったため、同日付け保護の停止を解除する本件処分を行っ
た。

5 判 断

まず、本件処分の前提となる法第26条に基づく保護停止処分（以下「本件前提処

分」という。)の妥当性について検証する。

法第26条において、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定することとされている。

なお、保護受給中の者の要否判定は、課長通知問第10の6において、現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比により判定することとされている。

さらに、課長通知問第10の12においては、保護の停止又は廃止を行う場合の取扱い基準が示されており、臨時的な収入の増加など一時的に保護を要しなくなった場合であって、おおむね6ヶ月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるときは保護を停止すべきという基準が示されている。この場合、以後見込まれる最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間をあらかじめ定めることとされている。

これらを本件についてみると、平成26年3月20日に、請求人は、平成25年12月末に受け取った給与の給与明細書を処分庁へ提出し、処分庁は、その給与収入総額から、「約7ヶ月間保護を要しない状態が継続する見込みである」と判断した。その結果、「本来であれば保護廃止とすることが適切であったが、給与を受け取ってから約3ヶ月が経過していることを考慮し、やむを得なく停止処分とした」と主張している。

そこで、審査庁において関係物件から得られる情報を基に要否判定を行ったところ、以下に記載したとおり、(7)収入充当額と(8)最低生活費の対比した結果、(7)収入充当額が(8)最低生活費を上回り、保護を要しない状態が認められた。これは、請求人が既に退職していることから、臨時的な収入の増加により一時的には保護を必要としなくなったものであり、6ヶ月以内に再び保護を要する状態になることが認められるため、課長通知問第10の12に規定する取扱い基準により、保護を停止とすることが妥当との結果となった。

このことは、廃止とすることが妥当か、または停止とすることが妥当かについての着目した場合、処分庁が「やむを得なく停止処分とした」と判断したことは、誤りがなかったこととなる。

しかしながら、処分庁が「約7ヶ月間保護を要しない状態が継続する見込みである」と判断した根拠は、関係物件及び弁明書において明らかにされておらず、仮に(4)給与収入総額と(8)最低生活費(医療費を除く)を対比した場合、保護を要しない期間は6.9月となり、処分庁が主張する「約7ヶ月間保護を要しない状態」という点と合致する。これは、請求人が主張しているとおり「給与収入を得るために必要な経費が勘案されていない」ものと認定せざる得ず、結果的に停止としたことに誤りがなくとも、課長通知問第10の6に基づいて正当な要否判定が行われていないこととなる。

さらに、(13)保護の停止を行う日については、原則、(11)保護を要しなくなった日とされているところであるが、課長通知問第10の12のただし書きにおいては、

(11)保護を要しなくなった日が(12)保護の停止を決定した日の属する月の前々月以前であるときは、前月の初日をもって保護の停止を行うこと規定しているところであるため、以下のとおり、本件において、保護の停止を行う日は、1月1日まで遡ら

ずに、前月の初日である2月1日とするべきであった。

また、本件のように、臨時的な収入の増加があつて一時的に保護を要しなくなった場合、再び保護が必要となることが必然的に予見される時は、臨時的収入の額に応じて、その保護を停止すべき期間は客観的に明らかであるから、保護の停止する期間をあらかじめ請求人に対して明示する必要があつたにも関わらず、処分庁は請求人に対して保護の停止期間は示さなかった。これについて、処分庁は、「請求人が再び保護を要するときに適切に保護することができるよう手持金の減少を把握した時点で停止解除するため、敢えて保護の停止期間を定めなかった」と弁明しているが、保護の停止期間を明示したうえで、その期間中に被保護者の生活状況を常に把握し、急迫状況にあることを認知したときはいつでも停止解除を行うべきであり、停止期間を定めなかった理由にはならない。

- (1) 勤務先 [REDACTED] 及び [REDACTED]
- (2) 勤務期間 平成25年11月26日～平成25年12月25日
- (3) 給与支給日 平成25年12月末
- (4) 給与収入総額 810,195円
- (5) 必要経費（実費） 109,281円
（所得税15,115円、送迎費7,500円、レンタルドレス15,000円、レンタルくつ
7,500円、国民健康保険税64,166円）
- (6) 勤労に伴う必要経費 20,800円（基礎控除）
- (7) 収入充当額 680,114円（(4) - ((5) + (6))）
- (8) 最低生活費 116,490円（生活扶助（冬期加算含む）＋住宅扶助）
16,260円（平成26年1月の医療扶助費の3割（自己負担）の額）
計 132,750円
- (9) 保護の要否 否（(7) > (8) であるため）
- (10) 保護を要しない期間 (7) ÷ (8) ≒ 5.2月

（ただし、必要経費（実費）として認定すべき公租公課（国民健康保険税）については、関係物件において明らかとなっていないため、審査庁が調査した賦課限度額（平成25年度における宇都宮市分）を計上している。仮に国民健康保険税が0円に近い税額であっても保護を要しない期間は5.6月程度となり、保護を停止とする判断に変更は生じないものである。）

- (11) 保護の要しなくなった日 平成26年1月1日
- (12) 保護の停止を決定した日 平成26年3月28日
- (13) 保護の停止を行う日 平成26年2月1日

したがって、本件前提処分は、正当な要否判定が行われた結果において判断されたものではないこと、また、保護の停止を行うべき日について瑕疵があつたこと、さらに定めるべき保護の停止期間を定めていないことから、正当に行われた本件前提処分であつたとは認めることはできない。

よって、請求人は、本件前提処分を解除するための本件処分に誤りがあるとして取消しを求めているものであるが、検証した結果、本件前提処分が不当であつたことが認められるため、これを解除するための本件処分は有効な処分とは言えない。

国
庫
印
鑑
印

したがって、本件処分を違法又は不当と解される請求人の主張には理由がある。
よって、主文のとおり裁決する。

なお、審査庁の意見として、請求人に対して、法第61条において、収入、支出その他生計の状況に変動があったときは、すみやかに福祉事務所に届け出る義務があること、また、処分庁に対しては、保護停止中の被保護者に対して、国民健康保険への加入等必要な指導助言を行うなどのきめ細かな対応が求められること、並びに請求人が審査請求書において疑念を表明している事項についてわかりやすく説明を行う必要があることを申し添える。

平成27年10月6日

栃木県知事 福田 富

